

## 国立大学法人奈良教育大学公益通報者保護規則

平成27年2月27日

制 定

改正 平成27年 7月29日規則第39号

### (目的)

第1条 この規則は、国立大学法人奈良教育大学（以下「本学」という。）に勤務する教職員等からの組織的又は個人的な法令違反行為等に関する通報及び相談（以下「通報等」という。）の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、通報者又は相談者（以下「通報者」という。）を保護し、もって、法人の社会的信頼の維持及び業務運営の公正性の確保に資することを目的とする。

2 本学における公益通報者保護に関する必要な事項は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「保護法」という。）及びその他の関係法令に定めのある場合のほか、この規則に定めるところによる。

### (通報の要件)

第2条 教職員等は、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的又はその他の不正の目的でなく、教職員等について通報対象事実が生じ又はまさに生じようとしている旨を本学に対し公益通報をすることができるものとする。

### (定義)

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 「公益通報」とは、教職員等からの組織的又は個人的な法令違反行為（保護法第2条第3項に掲げる通報対象事実）等に関する通報をいう。
- 二 「相談」とは、教職員等から法令違反行為等に該当するかの確認等の相談をいう。
- 三 「通報者」とは、公益通報又は相談をした教職員等をいう。
- 四 「教職員等」とは、本学の教職員、非常勤講師、非常勤職員、再雇用職員、過去にこれらの職にあった者、及び契約等により業務に従事する者、本学の取引事業会社の労働者及び過去にこれらの職にあった者をいう。

### (通報等の受付体制)

第4条 本学における公益通報及び相談（以下「公益通報等」という。）を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）を以下のとおり置くものとする。

- 一 担当課及び責任者 総務課 総務課長
  - 二 連絡先 電話 0742-27-9103、FAX 0742-27-9141、E-mail koueki@nara-edu.ac.jp
- 2 受付方法は、書面（電子メール、FAX）、電話又は面談など、直接行われるべきも

のとする。なお、申し立ての方法は、原則として書面によるものとする。

- 3 責任者は、通報を受け付けた場合は、公益通報等された事項について、速やかに学長及び理事（総務担当）に報告するとともに、通報を受理した旨を通報者に通知し、公益通報記録（別紙）に記録する。
- 4 通報等の受付や調査・事実確認（以下「調査」という。）を担当する者は、自らが関与する事案には関与できないものとする。

（通報者への通知）

第5条 学長は、調査を行うこと、又は調査を行わない場合はその理由を、通報窓口が公益通報等を受けた日から20日以内に、通報窓口の責任者を通じて通報者に書面で通知するものとする。

（調査委員会）

第6条 学長は、第4条第3項に定める報告を受けた場合は、公益通報等された事項に関し必要な措置の検討を行い、事実調査の必要があると認めるときは、学長のもとに調査委員会（以下「委員会」という。）を設置することができる。

- 2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
  - 一 学長が指名する理事又は副学長
  - 二 学長が指名する者（若干名）
- 3 前項第二号委員は、学長が委嘱する。
- 4 委員会に委員長を置き、第2項第1号に規定する委員をもって充てる。
- 5 委員会は、委員長が招集し議長となる。
- 6 委員会は、調査の実施に当たっては、通報者が特定されないよう十分配慮しなければならない。
- 7 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。
- 8 委員会の事務は、総務課がこれに当たる。

（教職員等の協力）

第7条 教職員等は、前条の調査に際して協力を求められた場合には、当該調査に協力しなければならない。

（調査結果の報告）

第8条 委員会は、調査結果を速やかに学長に報告しなければならない。

（是正措置等）

第9条 学長は、前条の報告に基づき、通報対象の事実が明らかになった場合は、是正及び再発防止のために必要な措置（以下「是正措置等」という。）を講じるものとする。

- 2 学長は、是正措置等を講じない場合は、その旨を通報窓口の責任者を通じて通報者に通知するものとする。

(処分)

第10条 学長は、調査の結果、法令違反が明らかになった場合は、当該行為に関与した教職員に対し、国立大学法人奈良教育大学教職員就業規則（以下「就業規則」という。）に基づき、懲戒処分等を課することができる。

(通報者の保護)

第11条 学長は、通報者が公益通報等をしたことを理由として、通報者に対して、懲戒処分等その他不利益な取り扱いを行ってはならない。また、通報者の職場環境の悪化が生じることのないよう、適切な措置を講じなければならない。

- 2 通報者は、不利益な扱い等を受けたと思料されるときは、適切な措置を講ずるよう学長に申し立てることができる。

(虚偽の通報等)

第12条 通報者は、虚偽の通報、又は他人を誹謗中傷する通報その他不正の目的の通報を行ってはならない。

- 2 学長は、前項の通報を行った者に対し、就業規則に基づき、懲戒処分等を課することができる。

(関係教職員の義務)

第13条 公益通報等を受けた者は、この規則に基づき誠実に対応するよう努めなければならない。

- 2 委員会委員、委員会の調査に協力した者及びこの規則に定める業務に携わる者は、当該調査関係者の信用、名誉及びプライバシー、その他の人権を尊重するとともに、その任務の遂行上知り得た情報を他に漏らしてはならないものとする。その職を退いた後も同様とする。
- 3 学長は、正当な理由なく前項の情報を漏れいさせた教職員等に対し、就業規則等に基づき、懲戒処分等を行うことができる。

(事後措置)

第14条 学長は、公益通報等の処理が終了した後、法令違反等の再発、又は是正措置等が十分に機能しているかを確認するとともに、必要に応じ、公益通報等の体制を改善し、又は新たな是正措置及び再発防止策を講じなければならない。

- 2 学長は、通報者に対して、公益通報等をしたことを理由とした不利益取扱いなど職場環境の悪化について確認し、継続的に通報者の保護に努めなければならない。

(教職員等以外の本学関係者からの通報等)

第15条 教職員等以外の本学関係者(本学の学部生、院生、留学生、研究生、生徒、児童又はその関係者等)からの通報等については、この規則を準用する。

2 前項の通報等に対応するため以下のとおり通報窓口を設置し、通報された事項に関する事実関係の調査等を適切に行うものとする。

- 一 本学の学部生、院生、留学生、研究生又はその関係者等 学生支援課
- 二 附属学校園の生徒、児童又はその関係者等 各附属学校園

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、公益通報者の保護に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年2月27日より施行する。

附 則(平成27年規則第39号)

この規則は、平成27年7月29日から施行し、平成27年4月1日から適用する。